

1. 件名：特定重大事故等対処施設に係る設置許可基準規則の解釈について

2. 日時：令和3年10月12日 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、岩澤企画調査官、他1名

東北電力株式会社

原子力本部

原子力部長 金澤 定男 他4名

5. 要旨

○東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）から、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「設置許可基準規則解釈」という。）における、基準津波を一定程度超える津波と余震の重畳に係る要求事項について確認があった。

○原子力規制庁から、設置許可基準規則解釈別記3の3-5-⑦においては、「余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること」と要求しており、その具体的な組合せについては事業者が検討し申請する必要があること、規制基準において明確に規定していない部分については、必ずしも先行例に合わせる必要はないことについて伝えた。

○東北電力から、規制基準の要求範囲について、よく理解した旨回答があった。

○なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日 第36回原子力規制委員会 資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. 提出資料：

1. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に関する確認について

以上